

## 令和3年度野生鳥獣に関する感染症対策としての鳥獣保護管理方針検討会 開催要領

### 1. 目的

国内における野生鳥獣に関する感染症等の既存情報を利用した実態把握・リスク評価（対策の優先度評価）や野生鳥獣の保護管理手法の検討等を行い、人間社会や希少種等への感染症リスクを低減する。また、獣医学や生態学、公衆衛生分野の関係機関等との連携により、サーベイランス、情報共有等を行っていくための基盤体制を構築する。

### 2. 構成

- (1) 本検討会は、専門的見地から助言を得るため、学識経験者、有識者等で構成する。
- (2) 本検討会の運営に当たっては、必要に応じて座長を置き、委員より選出する。座長を置く場合は、座長が議事を進行し、座長に事故等のやむを得ない事情があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。座長を置かない場合は、事務局が議事を進行する。
- (3) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。なお、座長を置かない場合においては、事務局が委員の了解を得た者をオブザーバーとして出席させることができる。

### 3. 役割

本検討会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 野生鳥獣に関する感染症等の知見の提供や助言
- (2) その他検討会の目的を達成するために必要な事項の検討

### 4. 公開等

- (1) 会議は非公開とする。
- (2) 会議の資料及び議事要旨については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。

### 5. 事務局

検討会の事務局は、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。